

別表1（第3条、第8条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 限度額
① 団体等を対象にして行う働き方改革をテーマにした研修会	講師に係る謝金及び旅費 会場設備に係る使用料及び賃借料 設営委託料 研修会の開催に係る需用費	上限200,000円
② 別表2に掲げる間接補助事業の実施に係る事務	間接補助事業の実施に係る事務費	上限104,000円

別表2（第3条、第8条関係）

1 間接補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 限度額
① 技能振興活動経費 技能振興を目的に開催する展示会、ものづくり体験教室等に要する経費	講師に係る謝金及び旅費 会場設備に係る使用料及び賃借料 設営委託料 展示会、ものづくり体験教室の開催に係る需用費	10/10	①研修等経費、②技能振興活動経費及び③競技大会経費に要する補助対象経費を合算した額 (上限500,000円)
② 研修等経費 技能の資質向上を目的とした研修会、会議の開催又は参加に要する経費	講師に係る謝金及び旅費 会場設備に係る使用料及び賃借料 研修会、会議の開催又は参加に係る需用費	1/2	
③ 競技大会経費 県内外で行われる技能競技大会の参加経費又は県内の競技大会開催に要する経費	選手参加費 選手旅費 会場設備に係る使用料及び賃借料 設営委託料 技能競技大会の参加又は開催に係る需用費		
④ 技能後継者育成経費 後継者育成に関する経費	入学金 事業主負担金	10/10	訓練生1名につき要する経費 (上限30,000円)